

# 第5次国有林野施業実施計画書（案）

第3次変更計画

（変更部分のみ）

（神奈川森林計画区）

計画期間 自 平成30年4月1日  
至 令和5年3月31日

関東森林管理局

## 神奈川森林計画区の第5次国有林野施業実施計画の変更について

### 【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

1. 既に計画している箇所以外の荒廃した溪流等へ保安施設を追加するため、治山事業の数量を変更する。
2. 世附地区森林整備推進協定を新たに締結した箇所において、民国連携により間伐を行うため共同施業団地を追加する。

なお、本変更計画は、令和3年4月1日から適用する。

【変更項目】

4 治山に関する事項

位置 (林班)	市町村	区分	工種	計画量
103、108	山北町	保安林の整備	本数調整伐	12ha
66、67、71、74、80、100	箱根町	保安施設	溪間工	3か所
			山腹工	5か所
102、103、104、105、107、 108、125、126、144、145、 148、157	山北町		溪間工	6か所
			山腹工	6か所
			保安林管理道	1か所
270、279	相模原市		溪間工	2か所
			山腹工	2か所
合計		保安林の整備		12ha
		保安施設		25か所

(注) 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できるものとする。

8 その他必要な事項

(3) 森林共同施業団地

名称	対象地 (林小班)	面積 (ha)	協定の概要
世附地区森林 共同施業団地	民		民有林と国有林を連結した路網の整備と相互利用による低コストで効率的な間伐等の実施  設定年月：令和元年3月 協定名：世附地区森林整備推進協定 協定期間：令和2年4月～令和5年3月 協定相手方：王子木材緑化株式会社 神奈川県西地域県政総合センター 山北町
	国	124～128全	
合計	民		1か所
	国		